

いしかわ週休2日工事（農林水産部版）実施要領

1 主 旨

建設業の働き方改革を推進するため、建設現場において週休2日（4週8休相当）に取り組む、「いしかわ週休2日工事（農林水産部版）」（以下、「週休2日工事」という）を実施するにあたり必要な事項を定める。

2 発注方式及び対象工事

対象工事は、次のとおり発注するものとし、特記仕様書において対象工事を明記する。

（1）発注者指定型

発注者が週休2日に取り組むことを指定する工事

（対象工事）工期制約がない工事

（2）施工者希望型

工事着手前に、受発注者で協議の上、週休2日に取組む工事

（対象工事）工期制約がある工事

災害復旧工事（交替制による週休2日）

3 取組内容

3-1 工期設定

実工期（施工量／標準日当り施工量）に作業可能日数を考慮し、準備、後片付けの日数（下表）を合計した日数とする。（営繕工事は除く） 災害復旧工事においては、災害復旧工事の特殊性や出水期及び、過去の実績等を考慮して工事日数を参考に工期を設定することとする。なお、3-2の実施協議の結果、実施の有無による工期変更は行わない。

準備日数	後片付日数	工種区分
20	15	森林整備B
30		森林整備A
40		治山・地すべり工事、海岸工事、道路工事
50	20	河川工事、河川・道路構造物工事
60		舗装工事、道路維持工事
70		橋梁保全工事
80		PC橋工事
90		トンネル工事
		鋼橋架設工事

※上記以外の農業農村整備事業における工種区分については、準備日数40日、後片付日数15日を標準とする。

3-2 施工者希望型における実施協議

施工者希望型の受注者は、工事着手前に、協議書（様式1）により週休2日工事の実施の有無を発注者と協議することとする。

なお、協議の結果、実施しない場合は、本要領によらず施工するものとする。

3-3 工事看板

受注者は、工事現場に週休2日に取り組むことを記載した工事看板（別図1）を設置すること。

3-4 工程管理

(1) 工事着手前

受注者は、工事着手前に週休2日の計画工程を工事工程表（様式2）に記入、交替制における週休2日においては、休日取得〔計画〕表（様式3）を作成し、監督員に提出・共有することとする。

(2) 工事中

受注者は、工程に大幅な変更が生じた場合は、工事工程表（様式2）、交替制における週休2日においては休日取得〔計画〕表（様式3）を修正し、監督員に提出・共有することとする。

(3) 工事完了時

受注者は、工期最終日までに、工事工程表（様式2）に実施工程を記入、交替制における週休2日においては休日取得〔実績〕表（様式3）を作成し、監督員に提出することとする。

4 週休2日の定義

工期内の対象期間において、週休2日（4週8休相当）の現場閉所を確保することとする。交替制による週休2日においては、対象期間内に技術者及び技能労働者が交替しながら週休2日（4週8休相当）の休日確保することとする。

4週8休相当とは、対象期間内に現場閉所日数の割合が28.5%（8日／28日）の水準の状態をいう。交替制による週休2日においては、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（以下、「休日率」という。）が28.5%（8日／28日）の水準の状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日または休日についても、現場閉所日数または休日数に含めるものとする。

(1) 対象期間

工事着手日から工事完了日のうち、年末年始6日間・夏季休暇3日間のほか、下記の期間を除いたもの。

- ・工場製作のみの期間
- ・工事事故等による不稼働期間
- ・天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応
- ・受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間
- ・工事の全面中止期間等
- ・その他

(2) 工事着手日

工事施工範囲内で何らかの作業に着手した日

(3) 工事完了日

工事施工範囲内ですべての作業が完了した日

(4) 現場閉所

- ・工事施工箇所において材料搬入、現場事務所での事務作業等を含め、一切の現地作業を行わない状態をいう。ただし、作業を伴わない現場巡視等は現場閉所とする（出来形計測等は不可）
- ・天候不順（雨天・降雪等）により休工した日は現場閉所とする。

5 週休 2 日の確認方法

発注者は、3－4 の工事工程表（様式 2）、交替制による週休 2 日においては休日取得〔実績〕表（様式 3）に基づき、以下の内容に留意し、週休 2 日の達成状況の確認を行うこととする。

- ・対象期間（工事着手日～工事完了日）
- ・週休 2 日（4 週 8 休相当）の日数の確認
- ・上記日数の休日の達成状況

6 費 用

（1）発注者指定型

- ・週休 2 日の確保を前提に当初設計から、国の基準（補正等）により積算を実施する。
- ・週休 2 日の確保が確認できなかった場合は、上記を減額する。

（2）施工者希望型

- ・当初設計では、従来基準により積算を行い、週休 2 日（4 週 8 休相当）の確保が確認できた場合（見込まれる場合）は、国の基準（補正等）により変更設計を行う。
- ・ただし、工事着手前に発注者と様式 1 による協議が整わなかったもの、または協議を行わなかったものは補正の対象としない。

7 評 定

週休 2 日の確保が確認できた場合、社会性等（第二次評定）における「建設現場における週休 2 日（4 週 8 休相当）を達成」において、2. 5 点の加点を行う。

発注者指定型において、明らかに受注者側に週休 2 日に取り組む姿勢が見られない場合や、発注者指定型及び施工者希望型ともに週休 2 日の実施において虚偽報告を行った場合は、農林水産部工事成績評定要領の別記様式第 1 における考査項目「7. 法令順守等」の「8. その他」の項目において、7. 5 点を減ずる措置を行うものとする。

8 その他

本要領に定めのない事項又は本要領に関して疑義が生じたときは、受発注者で協議の上、これを定めるものとする。

附則

この要領は、平成 30 年 10 月 1 日から適用する。

この要領は、令和 2 年 6 月 1 日から適用する。

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

■工事看板参考図（別図1）



ひゃくまんさん仕様工事看板

- ・工事看板に「この工事は、週休2日工事です」と記載する。